

財 関 第 1097 号
平成 21 年 9 月 30 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大 藤 俊 行

関税法基本通達等の一部改正について

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令(平成 21 年財務省令第 62 号)の施行に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 21 年 10 月 11 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 5081 号を別紙 2 のように改める。